

平成24年2月24日

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
救助係 馬場、石井 (2819、2830)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

災害救助費負担金に係る予備費使用について

1 概要

今冬期においては、日本海側を中心として記録的な大雪となり、国民生活に甚大な影響を及ぼしている。

特に、青森県、新潟県、長野県では、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、災害救助法の適用を決定し、障害物の除去（除排雪）等を実施している。

このような状況を踏まえ、上記3県の資金需要に対応し、被災者支援に万全を期すため、災害救助費負担金として、23年度予備費を使用することとした。

2 予備費使用額

約3.6億円

3 災害救助費の主な内容

- ・ 障害物の除去（除排雪）
- ・ 避難所の設置
- ・ 炊出し等による食品の供与
- ・ 被災者の救出